栃木自動車教習所
一般教育訓練給付制度対象指定講座のご案内

教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた講座（教習）を受講・修了した場合に、その費用の一部（対象となる経費の20%　上限10万円）が教育訓練給付金として支給される制度です。
なお、手続きについては教習所が認定書を発行し、申請は受講者ご本人がハローワークにて行います。

栃木自動車教習所では

次の教習が、一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座となっております。
①中型自動車第一種免許教習（８ｔ限定解除審査含む）
②準中型自動車第一種免許教習（５ｔ限定解除審査含む）
③普通自動車第二種免許教習

受給要件（詳細厚生労働省ホームページ参照）

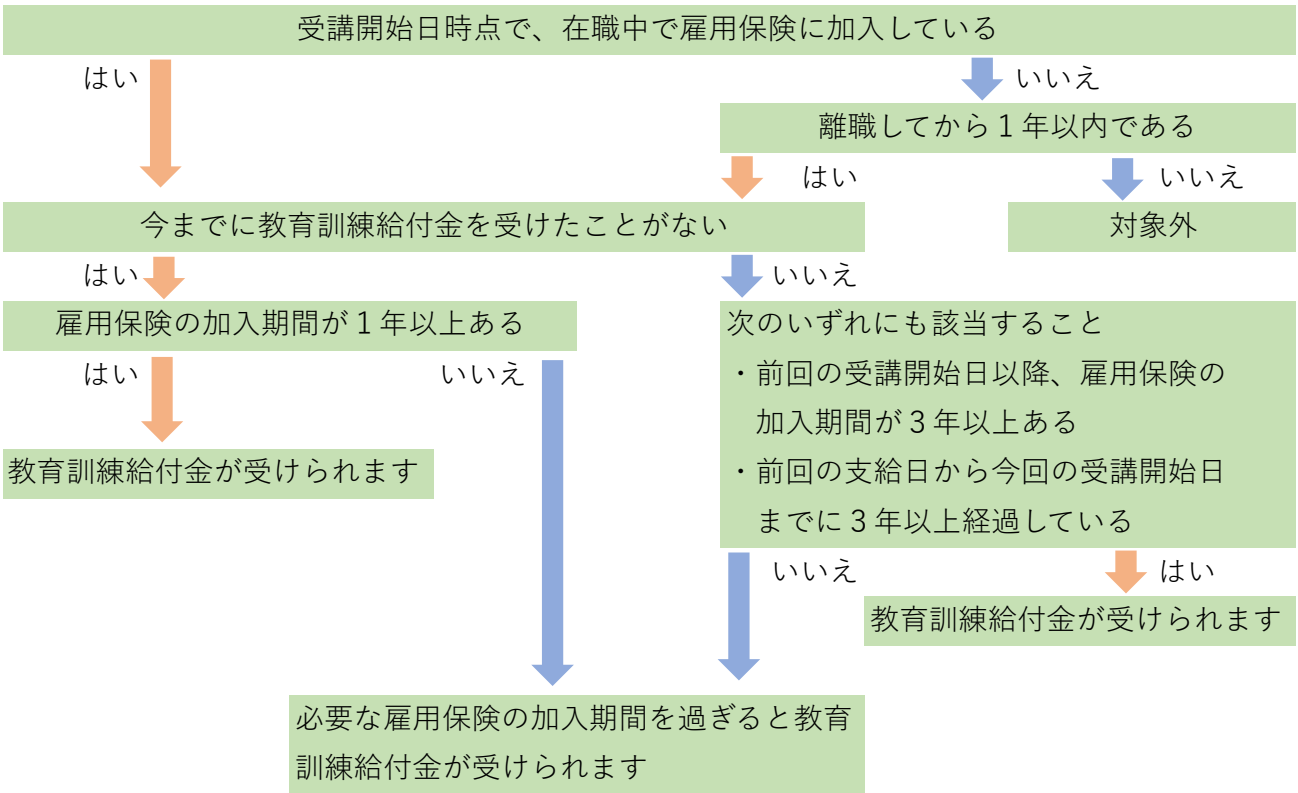

お問い合わせ先　　栃木自動車教習所
〒328-0053　栃木県栃木市片柳町2-2-1
0282-24-6111